

令和2年(ネ)第284号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求控訴事件

控訴人ら 石丸勇外

被控訴人 長崎県外1名

控 訴 答 弁 書

令和2年8月26日

福岡高等裁判所第1民事部係 御中

被控訴人長崎県訴訟代理人弁護士	福 田 浩 久
同 弁護士	木 下 健太郎
同 弁護士	伊 藤 美 香
同 弁護士	松 田 旬 史
同 弁護士	碓 健太郎
同 弁護士	種 田 和 彦
同 弁護士	朝 日 俊 雅
同 弁護士	宮 川 真太郎

(送達場所)

〒850-0032

長崎県長崎市興善町2番31号

太陽生命長崎ビル2階

弁護士法人福田・木下総合法律事務所

上記被控訴人長崎県訴訟代理人弁護士 伊 藤 美 香

同 弁護士 碓 健太郎

同 弁護士 種 田 和 彦

同 弁護士 朝 日 俊 雅

同 弁護士 宮 川 真太郎

電 話 095-816-3261

FAX 095-816-3262



〒102-0082 東京都千代田区一番町19番地 全国農業共済会館1階
弁護士法人福田・木下総合法律事務所 東京オフィス
上記被控訴人長崎県訴訟代理人弁護士 福田 浩 久
電 話 03-6272-4131
FAX 03-6272-4132

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東一丁目12番6号 花村ビル4階
弁護士法人福田・木下総合法律事務所 福岡オフィス
上記被控訴人長崎県訴訟代理人弁護士 木 下 健太郎
同 弁護士 松 田 旬 史
電 話 092-260-9002
FAX 092-260-9005

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 控訴人らの控訴をいずれも棄却する
 - 2 控訴費用は控訴人らの負担とする
- との判決を求める。

第2 控訴理由書に対する答弁

- 1 同「第1 はじめに」について
控訴人らの主張の要約であり、認否を要しない。
- 2 同「第2 控訴人らの主張（原判決取り消し）」について
(1) 同1から4について

憲法の条文内容、一般的解釈及び当該裁判例が存在することについては認めるが、控訴人らの独自の解釈をいう点については争う。

なお、本件事業は、土地収用法における事業認定に基づき適法に進められているものであり、また、同法に基づく正当な補償が行われ、近傍地への集

団移転を含む移転先のあっせん等の生活再建支援に係る措置が予定されているものであり、控訴人らの指摘する人格権侵害の諸裁判例とはその事案を全く異にするものである。

(2) 同5について

事実は知らないし否認、主張は争う。

(3) 同6について

争う。

3 同「第3 本件工事の違法性（工事の続行の差し止め）」について
事実は否認し、主張は争う。

4 同「第4 その他の権利について」について

控訴人らが原審で当該主張を行ったことは認め、その余は否認ないし争う。
なお、川棚川については、現在その河川改修工事が進行中である。

5 同「第5 結論」について

控訴人らの主張の要約であり、認否を要しない。

第3 被控訴人長崎県の主張

1 総論

控訴人らの主張は基本的に原審の繰り返しであって理由がなく、控訴人らの請求を棄却した原審の判断は極めて正当である。

被控訴人長崎県の主張は原審のとおりであるが、以下念のため必要な範囲で反論する。

2 控訴人ら主張の要約

控訴人らの主張の中核は、原審で「こうばるの豊かな自然とその恵みを享受しながら生活を営む権利」「人が人として生きる権利（総体としての人間そのもの）及び人間の尊厳を維持して生きる権利」として主張したものは、「自己が選択した土地で継続的かつ平穏に生活をし、快適な生活を営む権利ないしは人格

的生存を図る権利である人格権」であるとし（控訴理由書第2の1）、それが各種裁判例からも人格権たる平穩生活権の内容として保障されており（同第2の2及び同第2の3）差止請求の根拠となりうる権利であり（同第2の4）、しかも本件ではその侵害がある以上（同第2の5）、本件工事の差止が認められるべき（同第3）、というものであるようである。

しかし、控訴人らの上記主張は以下の通り失当と言わざるをえない。

3 差止が認められる要件について

仮に人格権に基づく差止が認められるとしても、差止を認める実定法上の規定はなく、かつ差止はその相手方の行為を直接制約するものであることに鑑みれば、これが認められる要件は相当厳格に解されるべきである。具体的には、かかる差止請求が認められるためには、①その権利としての内容が明確なものであること、②被害が受忍限度を超えること、ことに差止請求の場合には金銭賠償請求の場合よりも受忍限度についてさらに厳格に判断されること、が必要である（国道43号線訴訟（大阪高判平成4年2月20日、最判平成7年7月7日））。

4 控訴人ら主張利益は、上記要件を満たさないこと

そして、控訴人らの主張利益は、下記の通り上記要件をいずれも満たさないもので、これに基づき差止請求が認められないことは明らかである。

(1) 要件①について

ここで、控訴人らが主張する、「自己が選択した土地で継続的かつ平穩に生活をし、快適な生活を営む権利ないしは人格的生存を図る権利」なるものについて検討すると、かかる土地及びそこでの平穩・快適な生活の内容がいかなるものでどのような価値を有するものか、いかなる場合にそれが侵害されたといえるか、侵害されたとしてどの範囲でどのような方法で救済されるべきか等については、控訴理由書第2の5からも明らかな通り、結局のところ個々人の主観的な価値観、評価に大きく左右され客観的に評価することが困難なものである以上、司法上の救済を求めうるだけの明確性を満たさないものと言わざるをえない。

この点に関し、原判決が、「こうばるでの豊かな自然とその恵みを享受しながら生活を営む権利」について、特定の地域の自然や文化、コミュニティーの内容は地域ごとに異なるものであり、享受する内容及びその価値についてもそれを享受する者の主観的な評価による部分が大きく、したがって、保護すべき内容、場所又は空間的な範囲、保護の方法・態様、権利の主体等が具体的に定まっている明確なものとはいえず、差止を求めうる明確な実体を有するものと認められないとするのは極めて正当な判断であるところ、かかる指摘は控訴人らが控訴審で主張している上記権利に関してもやはりそのまま妥当するものである。

(2) 要件②について

また、本件事業認定（乙 A 2 3）に関する取消訴訟の地裁判決（甲 E 4）、高裁判決（乙 A 4 2）が、本件事業の土地収用法 20 条 3 号該当性について正しく判断している通り、本件起業地が、本件事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益はこれによって失われる利益に優越する。

すなわち、本件事業により、控訴人らの権利が何らかの制約されるとしても、本件ではそれを上回るだけの公共の利益があるとして適法に事業認定されており、また収用となった場合には正当な補償が行われる以上、本件で受忍限度を超えるような控訴人らの権利侵害がないことは明らかである。

5 控訴人らのその他の主張

控訴人らは、上記以外にも、「生命・身体の安全及び生命・身体の不安に怯えず平穏に生きる権利」及び「税金を有効かつ適切に利用される権利」を差止の根拠たる権利として主張する（控訴理由書第 4）。

しかし、原判決が正しく認定する通り、前者については本件事業をすすめることと控訴人らの生命・身体の安全が害されることとの間の因果関係がなく、後者については、現行法上、個人（住民）が地方公共団体の財政上の行為を争う方法は住民訴訟を除き認められていない以上、これらの権利を根拠とした差止請求が認められないのは明らかである。控訴人らはかかる原判決の認定に対し原審での主張を繰り返すばかりで有効な反論を行っていない。

6 結論

以上の通り、控訴人らの主張する権利は、そもそも差止請求の根拠足り得ないか、本件ではその侵害（又はそのおそれ）が存在しないものであることは明らかであり、これ以上の審理は不要である。

裁判所におかれては、速やかに結審し、本件控訴を棄却する判決を下されたい。

以 上